

救急要請場所の誤指令による救急隊の到着遅延について

1 概要

令和5年11月15日(水)午前11時44分消防覚知(119番通報)の救急要請時の聞き取りにおいて、指令室通信員が救急要請場所を誤認し、別の場所に出場指令を行ったため、救急隊の傷病者への接触が約9分遅延した事案が発生しました。

2 発生日時

令和5年11月15日(水)午前11時46分(出場指令日時)

3 要請場所

- ・本来の救急要請場所 本庄市内 A銀行 B支店
- ・当初の出場指令場所 本庄市内 A銀行 C支店

4 傷病者

80代 男性 救急隊到着後、救急搬送辞退

5 遅延の原因

通報者からの救急要請場所は、「A銀行のB支店」と申告がありましたが、指令室通信員は「A銀行のC支店」と誤認し、X救急隊を出場させました。その後、同通報者から救急車が到着していない旨の再度通報を受けたことで間違った出場指令を出していたことが判明したため、本来の救急要請場所の管轄署に出場指令を出し、Y救急隊を出場させました。

この結果、傷病者と救急隊の接触が約9分遅延しました。

6 事案経過

- 11時44分 119番通報を消防本部指令室で受信
- 11時46分 X救急隊に出場指令
- 11時52分 通報者から2回目の通報を受け救急要請場所の誤認が判明
- 11時54分 Y救急隊に出場指令
- 11時55分 Y救急隊出場
- 11時59分 Y救急隊が救急要請場所に到着し、傷病者と接触
- 12時37分 傷病者の救急搬送辞退により、Y救急隊は現場引揚げ

7 今後の対応

指令室員及び全所属長に対し、この度の事案を共有するとともに再発防止に対する指令業務の厳正な遂行に向け周知徹底しました。今後、同様の重大ミスが発生しないよう、対象職員への詳細な調査を行い、事案の原因を徹底的に究明し、厳正に対処いたします。

8 たつし ひろし 立石 博敏 消防長のコメント

119番通報時の対応につきまして、指令室通信員の誤指令により救急隊の現場到着が遅延したことを心よりお詫び申し上げます。今回このような事態を招いたことを重大に受け止め、関係職員については厳正に対処し、このような事態が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

児玉郡市広域消防本部総務課

埼玉県本庄市西富田904-3

電話：0495-24-0119

FAX：0495-24-8393